資 料

	1	贫	定の	経	過		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	70
	2	市	ī民参	加	の物	忧況			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	7 1
	3	舅	55期	li	鶴り	島	市	男	女	共	同	参	画	推:	進	委.	員 :	会	委	員			•	•	•	•	•	•	•	72
	4	釺	66期	li	鶴り	島	市	男	女	共	同	参	画	推	進	委.	員	会	委	員			•	•	•	•	•	•	•	73
	5	詔	閉と	答	申		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	74
	6	関	[係法	令																										
		(1)	男女	共	司参	画	社	会	基	本	法			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	76
		(2)	埼玉	県	男女	供	同	参	画	推	進	条	例			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	8 0
		(3)	鶴ケ	島	市男	女	共	同	参	画	推:	進.	条	例			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	8 2
		(4)	鶴ケ	島	市男	女	共	同	参	画	推	進	委	員	会:	規	則			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	84
		(5)	鶴ケ	島	市男	女	共	同	参	画	計	画	策	定	委.	員:	会	設	置	要	綱			•	•	•	•	•	•	8 5
	7	関	連年	表		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	86
	8	月	語解	説		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	9 1
	9	郣	吲	+	-5	J—	ド	Č	t	が	d	Γ	取	組	項	目	J		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	95
1	0	楨	索	担:	当護	まで	خ	が	g	Γ	取	組	項	目	J			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	98
1	1	男	女共	同	参画	画 の	視	点	チ	I	ツ	ク	IJ	ス				•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	02

1 策定の経過

月日	事 項	内 容
令和2年度		
12月 7日 ~12月25日	基礎調査	令和2年度男女共同参画に関する市民意識 調査実施
2月24日	令和2年度第2回 男女共同参画推進委員会 (書面会議)	諮問 「男女共同参画計画の策定について」
令和3年度		
4月27日	第1回男女共同参画計画策 定委員会	つるがしま男女共同参画推進プラン (第6次)の策定について
5月20日	令和3年度第1回 男女共同参画推進委員会	現行プランの達成状況について つるがしま男女共同参画推進プラン (第6次)の策定について
8月20日	令和3年度第2回 男女共同参画推進委員会	新委員の委嘱 つるがしま男女共同参画推進プラン (第6次)の策定について
11月16日	令和3年度第3回 男女共同参画推進委員会	つるがしま男女共同参画推進プラン (第6次)の素案について
12月16日	市議会への説明	つるがしま男女共同参画推進プラン (第6次)の素案について
12月17日 ~ 1月15日	市民コメント	つるがしま男女共同参画推進プラン (第6次)の素案に対する意見募集
2月14日	第2回男女共同参画計画策定委員会(書面会議)	つるがしま男女共同参画推進プラン (第6次)原案の確認について
2月17日	令和3年度第4回 男女共同参画推進委員会 (書面会議)	答申 「男女共同参画計画の策定について」

2 市民参加の状況

(1) 令和2年度男女共同参画に関する市民意識調査

調査期間	令和2年12月7日から令和2年12月25日まで
調査対象	市内在住の18歳以上の男女 2,000人 (住民基本台帳から無作為抽出)
調査方法	自記式調査票による郵送配布・郵送回収
回答状況	有効回答数 805票 有効回答率 40.3%
調査項目	 回答者のプロフィール 男女平等の意識について 家庭生活について 社会参加について 就労について 人権について 鶴ヶ島市女性センター(ハーモニー)について 市政への要望について

(2) 市民コメント

募集期間	令和3年12月17日から令和4年1月15日まで
対象者	・市内に住所を有する方 ・市内に在勤・在学する方 ・市内に事務所・事業所を有する個人、法人、その他の団体 ・市の事務事業に利害関係を有する個人、法人、その他の団体
公表資料	つるがしま男女共同参画推進プラン(第6次)の素案
応募方法	郵送、ファクシミリ、メール、直接持参
募集結果	提出4人 意見項目数26件
主な意見	・国際情勢への言及について ・推進指標について ・ハラスメント防止対策について

3 第5期 鶴ヶ島市男女共同参画推進委員会委員

任期:令和元年7月29日から令和3年7月28日まで (市川委員、令和2年10月1日から令和3年7月28日まで)

◎会長、○副会長

(敬称略、五十音順)

選出区分	氏 名	役職・所属など
学識経験者	◎大橋 稔	城西大学教授
	永野 眞理	ウィメンズ・アクション・ネットワーク(wan) ボランティアスタッフ
事業者	市川 琢也	株式会社武蔵野銀行鶴ヶ島支店支店長
	〇立石 絵美	動物往診+在宅ケアサービス にくきゅう 代表
教育に携わる方	髙沢聖子	鶴ヶ島市立南中学校養護教諭
	森澤 清	坂戸市立教育センター所長
市民代表	長尾 芳子	公募による委員
	宮前 香織	女性センター事業協力者
	山田・恵美	女性センター利用者
	山田 祐之	前 社会福祉法人鶴ヶ島市社会福祉協議会事務局長

4 第6期 鶴ヶ島市男女共同参画推進委員会委員

任期:令和3年8月20日から令和5年8月19日まで

◎会長、○副会長

(敬称略、五十音順)

選出区分	氏 名		役職・所属など
学識経験者	 石崎 裕子	-	跡見学園女子大学准教授
	大森三起		埼玉弁護士会川越支部弁護士
	○永野 眞理	<u>!</u>	ウィメンズ・アクション・ネットワーク(wan) ボランティアスタッフ
事業者	市川 琢也	ļ	株式会社武蔵野銀行鶴ヶ島支店支店長
	 加藤 拓 		株式会社あったかホーム代表取締役
	 立石 絵美 		動物往診+在宅ケアサービス にくきゅう 代表
教育に携わる方	高沢 聖子	-	鶴ヶ島市立南中学校主幹教諭(養護)
	◎森澤 清		前 坂戸市立教育センター所長
市民代表	太田が珍	:	女性センター事業協力者
	佐藤 圭子	-	女性センター利用者

5 諮問と答申

諮問書

鶴女七 第 34 号 令和3年2月24日

鶴ヶ島市男女共同参画推進委員会 会長 大 橋 稔 様

鶴ヶ島市長 齊 藤 芳 久

男女共同参画計画の策定について(諮問)

鶴ヶ島市男女共同参画推進条例(平成22年3月24日条例第1号)第14条 の規定に基づき、下記のとおり貴委員会の意見を求めます。

記

1 諮問事項 男女共同参画計画の策定について

2 諮問理由

本市では、平成29年3月に現行計画の「つるがしま男女共同参画推進プラン(第5次)」(「鶴ヶ島市女性活躍推進計画」及び「鶴ヶ島市DV対策基本計画」を含みます。)を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた施策を計画的に進めてきました。

これまでの取組により、配偶者暴力相談支援センターの設置、市の審議会における女性委員の割合の向上などの成果を上げています。その一方、DV相談件数は増加し、社会経済情勢の悪化、とりわけ新型コロナウイルス感染症の影響による女性の困難が顕在化しています。

こうした中、現行計画の計画期間が令和3年度で終了することから、現行計画の取組を継承しつつ、本市の状況に照らした実効性のある次期計画の策定について、貴委員会へ諮問するものです。

令和4年2月17日

鶴ヶ島市長 齊 藤 芳 久 様

鶴ヶ島市男女共同参画推進委員会 会長 森 澤 清

男女共同参画計画の策定について(答申)

令和3年2月24日付け鶴女セ第34号で諮問を受けました標記の件について、本委員会では慎重に議論を重ね、審議を行ってまいりました。

男女共同参画社会基本法第14条に規定される男女共同参画計画である「つるがしま 男女共同参画推進プラン(第6次)」(以下「プラン(第6次)」という。)の策定及 び実行にあたっては、審議結果に加え、市民からの意見を十分に反映させ、特に下記の 事項にご留意いただくことを希望して、ここに答申します。

記

1 プラン(第6次)の策定について

新型コロナウイルス感染症の拡大により、女性の失業、貧困、家庭内の暴力被害など、平時における性別格差が顕著化する傾向があり、男女共同参画の視点を取り入れた施策実施の重要性が問われております。

これを踏まえて、本市がこれまで実施してきた男女共同参画の取組とその成果を検証し、社会情勢の変化や新たな課題に対応し、市民一人ひとりが性別にかかわらず個性と能力を発揮するために必要な施策を、引き続き計画に位置付けていただくことを望みます。

2 プラン (第6次) の推進について

本市が目指す「人権が尊重され性別にかかわりなく個性と能力を発揮できるまち」の実現に向け、基本目標に掲げられた取組の着実な実施を望みます。

(1) 基本目標 I 男女共同参画の意識づくり

すべての人がお互いの人権を尊重し合い、能力が発揮できる環境を整えるために、 性別による固定的な役割分担意識の解消とパートナーシップ制度の制定に向けた検 討を進めることを望みます。

(2) 基本目標Ⅱ 女性の活躍とワーク・ライフ・バランスの推進

社会全体で子育てや介護を支援する取組を充実させ、育児や介護と仕事が両立できる環境づくりを進めていくことを望みます。また、新型コロナウイルス感染症などの影響が大きい女性の非正規雇用者の失業や、貧困問題の解消に向けた取組により、女性の活躍を支援する取組のさらなる充実を望みます。

(3) 基本目標Ⅲ すこやかで安心できる安全な暮らしの実現

女性が尊厳と誇りをもって生きられるようにするため、暴力の根絶と被害者支援 の充実を望みます。また、困難に陥りやすい、子ども、高齢者、障害者、外国人の 方々への支援に加え、生活に困窮する女性への支援の充実を望みます。

(4) 基本目標IV 男女共同参画を推進する体制の充実

あらゆる分野の政策・方針決定過程に女性が参画することは、多様な視点が確保 され、市民の暮らしやすさの深い理解につながります。このため、市が積極的に女 性の登用などに取り組むとともに、市職員が率先して男女共同参画計画の趣旨を理 解し、具体的な取組を推進することを望みます。

6 関係法令

(1) 男女共同参画社会基本法

平成十一年法律第七十八号

目次

前文

第一章 総則(第一条—第十二条)

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策(第十三条一第二十条)

第三章 男女共同参画会議(第二十一条—第二十八条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化 等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応してい く上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任 も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能 力を十分に発揮することができる男女共同参画社会 の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の 実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課 題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女 共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を 図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本 理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かっ て国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の 形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するた め、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、 社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社 会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参 画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、 地方公共団体及び国民の責務を明らかにするととも に、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の 基本となる事項を定めることにより、男女共同参画 社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目 的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語 の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男 女間の格差を改善するため必要な範囲内において、 男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提 供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立) 第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成す る男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、 当該活動以外の活動を行うことができるようにする ことを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会 における取組と密接な関係を有していることにかん がみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下 に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共 同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本 理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の 形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。 以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務 を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男 女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準 じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特 性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有す る。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の 社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、 男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなけ ればならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進 に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政 上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社 会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会 の形成の促進に関する施策についての報告を提出し なければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進 に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計 画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定 めなければならない。

- 2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会 の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の 形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進 するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の 決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定 があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画 を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更 について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」とい

- う。) を定めなければならない。
- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講 ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策 の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県 男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域に おける男女共同参画社会の形成の促進に関する施策 についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参 画計画」という。)を定めるように努めなければな らない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画 計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更 したときは、遅滞なく、これを公表しなければなら ない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女 共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究 その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施 策の策定に必要な調査研究を推進するように努める ものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同 参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体 が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動 を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を 講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議(以下 「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項 に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進 に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策 が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、 必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係 各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内を もって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。 2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。 一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣 総理大臣が指定する者

- 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
- 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一 方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分 の四未満であってはならない。
- 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の 残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するため に必要があると認めるときは、関係行政機関の長に 対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提 出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律 第七号)は、廃止する。]

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法(以下「旧審議会設置法」という。)第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条 第一項の規定により任命された男女共同参画審議会 の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十 三条第一項の規定により、審議会の委員として任命 されたものとみなす。この場合において、その任命 されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の 規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第 四条第二項の規定により任命された男女共同参画審 議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間と する。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条 第一項の規定により定められた男女共同参画審議会 の会長である者又は同条第三項の規定により指名さ れた委員である者は、それぞれ、この法律の施行の 日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長 として定められ、又は同条第三項の規定により審議 会の会長の職務を代理する委員として指名されたも のとみなす。

附 則 (平成十一年七月一六日法律第一〇二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律 (平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行 する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号 に定める日から施行する。

一略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、 第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公 布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 (平成十一年一二月二二日法律第一六〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、 平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各 号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行す る。

一 第九百九十五条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。)、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

(2) 埼玉県男女共同参画推進条例

平成十二年三月二十四日 条例第十二号

個人の尊重と法の下の平等は日本国憲法にうたわれており、男女平等の実現については、国際婦人年以来、国際連合が「平等・開発・平和」の目標を掲げ、各国が連帯して取り組んでいる。

また、あらゆる分野における女性に対する差別の解消を目指して、女子に対するあらゆる形態の差別の 撤廃に関する条約を軸に男女平等のための取組が積極的に展開され、国内及び県内においても進められてきた。

しかしながら、性別による固定的な役割分担意識 やそれに基づく社会慣行は依然として根強く、真の 男女平等の達成には多くの課題が残されている。

一方、現在の経済・社会環境は、急激な少子・高齢化の進展をはじめ、情報化、国際化など多様な変化が生じている。

特に、埼玉県においては、核家族世帯率が高く、 女性の労働力率が出産・子育て期に大きく低下する 傾向があり、また、男性は通勤時間が長く、家事・ 育児・介護等の家庭生活における参画が必ずしも十 分ではない。

こうした現状を踏まえ、豊かで安心できる社会を 築いていくためには、男女が、社会的文化的に形成 された性別の概念にとらわれず、その個性と能力を 十分に発揮し、あらゆる分野に対等に参画できる男 女共同参画社会の実現が重要である。

ここに、私たちは、男女共同参画社会の実現を目指すことを決意し、男女共同参画の推進についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することにより、豊かで活力ある二十一世紀の埼玉を築くため、この条例を制定する。

(目的)

第一条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、 基本理念を定め、県、事業者及び県民の責務を明ら かにし、並びに男女共同参画の推進に関する施策に ついて必要な事項を定めることにより、男女共同参 画を総合的かつ計画的に推進し、もって豊かで活力 ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語 の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう
- 二 積極的格差是正措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を是正するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- 三 セクシュアル・ハラスメント 性的な言動に対 する相手方の対応によって不利益を与え、又は性的 な言動により相手方の生活環境を害することをいう。

(基本理念)

第三条 男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が直接的であるか間接的であるかを問わず性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること、女性に対する暴力が根絶されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

- 2 男女共同参画の推進に当たっては、性別による 固定的な役割分担等に基づく社会における制度又は 慣行が男女の社会における活動の自由な選択に対し て影響を及ぼすことのないよう配慮されなければな らない。
- 3 男女共同参画の推進は、県における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に、男女が共同して参画する機会が確保されることを旨として、 行われなければならない。
- 4 男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動及び社会生活における活動に対等に参画することができるようにすることを旨として、行われなければならない。
- 5 男女共同参画の推進は、生涯にわたる性と生殖 に関する健康と権利が尊重されることを旨として、 行われなければならない。
- 6 男女共同参画の推進に向けた取組が国際社会に おける取組と密接な関係を有していることにかんが み、男女共同参画の推進は、国際的な協力の下に行 われなければならない。

(県の責務)

第四条 県は、男女共同参画の推進を主要な政策として位置付け、前条に定める基本理念(以下「基本本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推

進に関する施策(積極的格差是正措置を含む。以下 同じ。)を総合的に策定し、及び実施するものとす る。

- 2 県は、男女共同参画の推進に当たり、市町村、 事業者及び県民と連携して取り組むものとする。
- 3 県は、第一項に規定する施策を総合的に企画し、 調整し、及び推進するために必要な体制を整備する とともに、財政上の措置等を講ずるように努めるも のとする。

(事業者の青務)

第五条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業 活動を行うに当たっては、男女が共同して参画する ことができる体制の整備に積極的に取り組むととも に、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策 に協力するように努めなければならない。

(県民の責務)

第六条 県民は、基本理念にのっとり、家庭、職場、 学校、地域その他の社会のあらゆる分野に、自ら積 極的に参画するとともに、県が実施する男女共同参 画の推進に関する施策に協力するように努めなけれ ばならない。

(性別による権利侵害の禁止)

第七条 何人も、家庭、職場、学校、地域社会等に おいて、女性に対する暴力を行ってはならない。

2 何人も、家庭、職場、学校、地域社会等において、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

(公衆に表示する情報に関する留意)

第八条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担及び女性に対する暴力等を助長し、及び連想させる表現並びに過度の性的な表現を行わないように努めなければならない。

(県の施策等)

第九条 県は、本県の特性を踏まえ、男女共同参画 を推進するため、次に掲げる施策等を行うものとす る

- 一 男女が共に家庭生活及び職業生活を両立することができるように、その支援を行うように努めること。
- 二 広報活動等の充実により、男女共同参画に関する事業者及び県民の理解を深めるとともに、学校教育をはじめとするあらゆる分野の教育において、男女共同参画を促進するための措置を講ずるように努

めること。

三 あらゆる分野における活動において、男女間に 参画する機会の格差が生じている場合、事業者及び 県民と協力し、積極的格差是正措置が講ぜられるよ うに努めること。

四 審議会等における委員を委嘱し、又は任命する場合にあっては、積極的格差是正措置を講ずることにより、できる限り男女の均衡を図ること。

五 女性に対する暴力及びセクシュアル・ハラスメントの防止に努め、並びにこれらの被害を受けた者に対し、必要に応じた支援を行うように努めること。 六 男女共同参画の取組を普及させるため、当該取組を積極的に行っている事業者の表彰等を行うこと。 七 民間の団体が行う男女共同参画の推進に関する活動に資するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずること。

八 男女共同参画の推進に関する施策の策定に必要な事項及び男女共同参画の推進を阻害する問題についての調査研究を行うこと。

(埼玉県男女共同参画審議会)

第十条 埼玉県男女共同参画審議会(第十二条第三 項において「審議会」という。)は、男女共同参画 の推進に資するために、次に掲げる事務を行う。

- 知事の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項を調査審議すること。
- 二 男女共同参画の推進に関する施策の実施状況に ついて、必要に応じ、調査し、及び知事に意見を述 べること。

(総合的な拠点施設の設置)

第十一条 県は、男女共同参画社会の実現に向けた 施策を実施し、並びに県民及び市町村による男女共 同参画の取組を支援するための総合的な拠点施設を 設置するものとする。

(基本計画の策定)

第十二条 知事は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を策定するものとする。

- 2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の推 進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進 に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために

必要な事項

- 3 知事は、基本計画を策定するに当たっては、県 民の意見を聴くとともに、審議会に諮問しなければ ならない。
- 4 知事は、基本計画を策定したときは、速やかに これを公表するものとする。
- 5 前二項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(苦情の処理)

第十三条 知事は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策若しくは男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情又は男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権が侵害された場合の事案について、県内に住所を有する者又は在勤若しくは在学する者(次項において「県民等」という。)からの申出を適切かつ迅速に処理するための機関を設置するものとする。

- 2 県民等は、県が実施する男女共同参画の推進に 関する施策若しくは男女共同参画の推進に影響を及 ぼすと認められる施策について苦情がある場合、又 は男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権 を侵害された場合には、前項の機関に申し出ること ができる。
- 3 第一項の機関は、前項の規定に基づき苦情がある旨の申出があった場合において、必要に応じて、前項の施策を行う機関に対し、説明を求め、その保有する関係書類その他の記録を閲覧し、又はその写しの提出を求め、必要があると認めるときは、当該機関に是正その他の措置をとるように勧告等を行うものとする。
- 4 第一項の機関は、第二項の規定に基づき人権を 侵害された旨の申出があった場合において、必要に 応じて、関係者に対し、その協力を得た上で資料の 提出及び説明を求め、必要があると認めるときは、 当該関係者に助言、是正の要望等を行うものとする。

(年次報告)

第十四条 知事は、毎年、男女共同参画の推進状況 及び男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を 明らかにする報告書を作成し、及び公表するものと する。

(委任)

第十五条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、第十三条の規定は、同年十月一日から施行する。

(3)鶴ヶ島市男女共同参画推進条例

平成22年3月24日条例第1号

日本国憲法には、個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、性別によっても、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されないことが規定されています。また、男女共同参画社会基本法では、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付けており、さまざまな取組が進められています。

鶴ヶ島市は、市民との協働により男女共同参画の 推進に取り組んでいますが、子育て期における女性 の労働力率の向上をはじめ、社会における重要な意 思決定への女性の参画の促進、女性への暴力の防止 などの解決しなければならない課題も残されていま す。

私たちのまちが少子高齢化や社会経済構造の変化に対応し、豊かで活力のあるまちとしてさらに発展していくためには、すべての人の個性と人権が尊重され、男女が、共に、平等に、生き生きと暮らせる社会を築く必要があります。

市民と市が一体となって男女共同参画を推進し、 男女共同参画社会を実現するため、ここに、この条 例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、鶴ヶ島市における男女共同参画に関する基本理念、市、市民、事業者及び教育に携わる者の責務並びに男女共同参画社会の実現に向けた施策の基本的事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することを目的とします。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語 の意義は、当該各号に定めるところによります。

(1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員 として、自らの意思によって家庭、地域、職場、学 校その他の社会のあらゆる分野(以下「社会のあら ゆる分野」という。) における活動に参画する機会 が確保され、政治、経済、社会、文化などの面で等しく利益を受け、共に責任を担うことをいいます。

- (2) ジェンダー 生物学的な性とは別に、男らし さ、女らしさなどの経済的、社会的又は文化的に培 われてきた性の有りようをいいます。
- (3) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により、相手に不快感や不利益を与えたり、相手の生活環境を害したりすることをいいます。
- (4)ドメスティック・バイオレンス 配偶者、恋人その他の親密な関係にある者又は過去に配偶者、恋人その他の親密な関係にあった者からの身体的、精神的、経済的又は言語的な暴力をいいます。
- (5) 積極的改善措置 社会のあらゆる分野における活動に参画する機会について男女間の格差が見られる場合に、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいいます。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、次に掲げる事項を 基本理念として行われなければなりません。

- (1) すべての人が、性別による差別的な取扱いを 受けず、能力を発揮する機会が保障され、一人の人 間として尊重されること。
- (2) ジェンダーに基づいた社会の制度又は慣行が、 男女共同参画社会の実現を阻害することのないよう に配慮されること。
- (3) 男女が、社会の対等な構成員として、社会の あらゆる分野における活動並びに方針の立案及び決 定に参画する機会が確保されること。
- (4) すべての人が、それぞれの性を理解し、妊娠、 出産などの性に関することについての自らの意思が 尊重され、生涯を通じて健康な生活を営むことがで きるよう配慮されること。
- (5) 男女共同参画社会を実現するための取組に際しては、国際社会の動向に配慮すること。
- (6)すべての人が、男女共同参画社会の実現に向けた自らの責務を自覚し、社会のあらゆる分野において、主体的にその役割を果たすこと。

(市の責務)

第4条 市は、男女共同参画の推進を主要な政策として位置付け、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)に基づき、次に掲げる事項に取り組むものとします。

- (1)男女共同参画の推進のために必要な体制の整備、財政上の措置その他の措置を講ずること。
- (2) すべての人が、性別にかかわりなく、家庭生

- 活、地域活動、仕事等の調和を図ることができるよう、環境の整備を進めるとともに、必要な支援を行うこと。
- (3)市民、事業者及び教育に携わる者のほか、国、 埼玉県その他関係団体と連携し、男女共同参画の推 進を図ること。
- (4) 自らの組織運営において、率先して男女共同 参画を推進すること。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念に基づき、次に掲げる事項に取り組むものとします。

- (1)男女共同参画に関する理解を深め、社会のあらゆる分野において男女共同参画の推進に努めること。
- (2)性別にかかわりなく、家庭生活、地域活動、 仕事等の調和を図ることができるよう努めること。
- (3) 市が行う男女共同参画の推進に関する施策に 協力するよう努めること。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念に基づき、次に掲げる 事項に取り組むものとします。

- (1)雇用、労働及び男女共同参画に関する法令を 遵守し、労働環境における男女共同参画の推進に努 めること。
- (2)従業員などが、性別にかかわりなく、家庭生活、地域活動、仕事等の調和を図ることができるよう、体制づくりに努めること。
- (3) 市が行う男女共同参画の推進に関する施策に 協力するよう努めること。

(教育に携わる者の責務)

第7条 教育に携わる者は、男女共同参画社会の実現に向けた教育の重要性を踏まえ、基本理念に基づき、次に掲げる事項に取り組むものとします。

- (1)男女共同参画に関する理解を深め、男女共同 参画社会の実現を促進する教育を行うよう努めるこ と
- (2) 市が行う男女共同参画の推進に関する施策に 協力するよう努めること。

(性別による差別的な取扱い等の禁止)

第8条 すべての人は、社会のあらゆる分野において、次に掲げる行為を行ってはなりません。

- (1)直接的又は間接的な性別による差別的な取扱い
- (2) セクシュアル・ハラスメント
- (3) ドメスティック・バイオレンスその他の性別

に起因する暴力

(公衆に表示する情報に関する留意)

第9条 すべての人は、公衆に表示するあらゆる情報において、性別による固定的な役割分担及び前条各号に掲げる行為を助長し、及び連想させる表現並びに過度の性的な表現を行わないよう努めるものとします。

(男女共同参画計画)

第10条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)第14条第3項に規定する市町村男女共同参画計画を策定するものとします。

(拠点施設)

第11条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を実施し、市民、事業者及び教育に携わる者による 男女共同参画の推進に関する取組を支援するため、 拠点となる施設を設置するものとします。

(広報、啓発及び活動の支援)

第12条 市は、男女共同参画に関する理解を深めるため、広報活動、学習の機会の提供その他の措置を講ずるとともに、市民、事業者及び教育に携わる者が男女共同参画社会の実現を目指す活動に対し、支援を行うものとします。

(積極的改善措置)

第13条 市は、自らの組織運営において、積極的改善措置を講ずるものとします。

2 市は、市民、事業者及び教育に携わる者と協力 し、積極的改善措置が講じられるよう促すものとし ます。

(鶴ヶ島市男女共同参画推進委員会)

第14条 市長は、男女共同参画の推進に関する重要事項及び第11条に規定する拠点となる施設の運営に関する基本的事項についての調査、審議などを行うため、鶴ヶ島市男女共同参画推進委員会(以下「委員会」という。)を設置します。

(委員会の組織)

第15条 委員会は、委員10人以内で組織します。 2 委員は、市民、事業者、教育に携わる者及び男 女共同参画の推進に関し識見を有する者のうちから、 市長が委嘱します。

(委員の任期)

第16条 委員の任期は2年とします。ただし、再 任を妨げません。

2 委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とします。

(意見の提出等)

第17条 市が行うすべての施策について、男女共同参画の視点から意見のある者は、市長に当該意見を提出することができます。

2 市長は、前項の規定により提出された意見への 対応の方針又は結果について、委員会に意見を求め ることとします。

(委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、この条例 の施行に関し必要な事項は、規則で定めます。

附則

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行します。ただし、第14条から第16条まで及び第17条第2項並びに次項の規定は、同年7月1日から施行します。
- 2 非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例 (昭和44年条例第1号)の一部を次のように改正 する。

〔次のよう〕略

(4)鶴ヶ島市男女共同参画推進委員 会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、鶴ヶ島市男女共同参画推進条例(平成22年条例第1号)第18条の規定に基づき、鶴ヶ島市男女共同参画推進委員会(以下「委員会」という。)の運営について、必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 委員会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があると

き又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 委員会の会議は、会長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第4条 委員会の庶務は、鶴ヶ島市女性センターにおいて処理する。

(その他)

第5条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、市長が会長に諮って定める。

附 則

1 この規則は、平成22年7月1日から施行する。 2 鶴ヶ島市女性センター運営委員会規則(昭和6 3年規則第8号)は、廃止する。

(5)鶴ヶ島市男女共同参画計画策定 委員会設置要綱

(設置)

第1条 本市における男女共同参画推進のための指 針となるつるがしま男女共同参画

推進プラン(第6次)(以下「計画」という。) を策定するため、鶴ヶ島市男女共

同参画計画策定委員会(以下「策定委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

- 第2条 策定委員会は、次に掲げる事項を所掌する。 (1) 計画の策定に関し必要な事項の審議及び策定案 の作成に関すること。
- (2) その他、計画の策定に関し必要なこと。

(構成)

第3条 策定委員会の委員(以下「委員」という。) は、別表に掲げる職にある者をも

って構成する。

2 策定委員会に委員長及び副委員長を置き、委員 長に総合政策部長、副委員長に政策推進課長の職に ある者をもって充てる。

(会 議)

第4条 策定委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、策定委員会を代表し、会務を総理し、 策定委員会の議長となる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故が あるときは、その職務を代理する。

(庶 務)

第5条 策定委員会の庶務は、女性センターにおい て処理する。

(委 託)

第6条この要綱に定めるもののほか、策定委員会の 運営に関し必要な事項は、 委員長が別に定めることができる。

附 則

この要綱は、令和3年4月13日から施行し、計画が策定された後廃止する。

別表(第3条関係) ◎委員長、○副委員長

◎総合政策部長	〇政策推進課長
秘書広報課長	財政課長
総務人権推進課長	人事課長
市民課長	地域活動推進課長
安心安全推進課長	産業振興課長
福祉政策課長	健康長寿課長
障害者福祉課長	こども支援課長
介護保険課長	保健センター所長
学校教育課長	生涯学習スポーツ課長
教育センター所長	

7 関連年表

	年 号	国際的な動き	国の動き	県の動き	市の動き
(1945年 昭和20年)	○国連憲章採択	○「衆院法」改正(成年 女子に参政権)		
(1946年 昭和21年)	○国連に「婦人の地位 委員会」設置	○戦後初の総選挙で女 性の選挙権が行使され、 女性国会議員39名当 選		
(1947年 昭和22年)		○日本国憲法施行 ○「民法」改正·家制度 廃止		
(1948年 昭和23年)	○第3回国連総会で「世 界人権宣言」採択			
(1963年 昭和38年)				○村議会に女性議員1 名当選
(1967年 昭和42年)	○第22回国連総会で 「婦人に対する差別撤 廃宣言」採択			
(1975年 昭和50年)	○第1回世界女性会議 (メキシコ・シティ)で「世 界行動計画」採択	○「婦人問題企画推進本部」発足 ○総理府婦人問題担当 室設置		○町議会に女性議員2 名当選
	1976年(昭和51年)		○「民法」一部改正(離婚後の氏の選択自由に) ○第1回日本婦人問題会議(労働省)	○生活福祉部婦人児童 課に婦人問題担当副参 事設置	
	1977年(昭和52年)		○国内行動計画策定 ○国立婦人教育会館が 嵐山町に開館	○企画財政部に婦人問題企画室長設置 ○婦人問題庁内連絡会議設置	
	1978年 (昭和53年)			○第1回埼玉県婦人問 題協議会	
国連	1979年 (昭和54年)	○第34回国連総会で 「女子差別撤廃条約」採 択		○県民部に婦人問題企 画室長設置	○町議会に女性議員2 名当選
婦人の十	1980年(昭和55年)	○第2回世界女性会議 (コペンハーゲン)(「国 連婦人の十年」中間世 界会議) ○女子差別撤廃条約の 署名式		○「婦人の地位向上に 関する埼玉県計画」策 定 ○県民部婦人対策課設 置 ○婦人関係行政推進会 議設置	
年	1981年(昭和56年)	○ILO第156号条約の 採択(ILO総会) (男女労働者特に家庭 的責任を有する労働者 の機会均等及び均等待 遇に関する条約)			
	1983年 (昭和58年)				○町議会に女性議員2 名当選
	1984年 (昭和59年)		○「国籍法」及び「戸籍 法」一部改正 (子の国籍:父系血統主 義→父母両系主義)	○「婦人の地位向上に 関する埼玉県計画(修 正版)」策定	○鶴ヶ島町総合計画に 「婦人の地位向上」につ いて記述

年号	国際的な動き	国の動き	県の動き	市の動き
国 連 (昭和60年) 婦 人 の 十 年	○第3回世界女性会議 (ナイロビ)(「国連婦人 の十年」最終年会議)、 「ナイロビ将来戦略」採 択、NGOフォーラム開 催	○「女子差別撤廃条 約」批准 ○「男女雇用機会均等 法」成立(施行は翌年) ○「労働基準法」一部 改正(施行は翌年)		○企画財政課に婦人 問題連絡窓口を設置
1986年 (昭和61年)			○「男女平等社会確立 のための埼玉県計画」 策定	
1987年 (昭和62年)		○「西暦2000年に向 けての新国内行動計 画」策定	○「婦人対策課」を「婦 人行政課」に名称変更	○町議会に女性議員2 名当選
1988年 (昭和63年)				○「鶴ヶ島町働く婦人 の家条例」制定 ○働く婦人の家「ハー モニー」開館
1989年 (平成元年)		○法例一部改正 (婚姻、親子関係等に ついての男性優先規定 の改正等)		○「女性のための相談 室」設置
1990年 (平成2年)	○「ナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択(国連・経済社会理事会) ○ILO第171号条約(夜業に関する) 採択(ILO総会)		○「男女平等社会確立 のための埼玉県計画 (修正版)」策定	
1991年 (平成3年)		○「西暦2000年に向けての新国内行動計画 (第一次改定)」策定 ○「育児休業法」成立 (施行は翌年)	○婦人行政課を女性政策課に名称変更	○町議会に女性議員4 名当選 ○「鶴ヶ島町総合計画」 の施策に「男女平等社 会の実現」を掲げ、推 進を図る
1992年 (平成4年)		○初の婦人問題担当 大臣設置		
1993年 (平成5年)	○世界人権会議 (ウィーン) ○「女性に対する暴力 撤廃宣言」採択 (国連総会)	○「パートタイム労働 法」成立		
1994年 (平成6年)	○ILO第175号条約 (パートタイム労働に関 する)採択(ILO総会) ○国際人口・開発会議 開催(カイロ)	○総理府男女共同参画室発足 ○内閣総理大臣の諮問機関として男女共同参画審議会設置		
1995年 (平成7年)	○社会開発サミット開催(コペンハーゲン) ○第4回世界女性会議 (北京)、「行動綱領」 「北京宣言」採択	○「育児·介護休業法」 成立 ○ILO第156回条約批 准	○「2001彩の国男女 共同参画プログラム」 策定	○市議会に女性議員4 名当選 ○自治振興課女性政 策担当設置 ○男女平等社会に向け ての市民意識調査市民 懇談会設置 ○「男女平等に関する 市民意識調査」実施
1996年 (平成8年)		○「男女共同参画 2000年プラン」策定		○男女共生フォーラム 開催(平成13年まで年 1回開催)

年 号	国際的な動き	国の動き	県の動き	市の動き
1997年 (平成9年)		○「労働基準法」一部改正(女子保護規定の廃止等:施行は平成11年) ○「男女雇用機会均等法」一部改正(セクハラについての事業主配慮義務を規定:一部を除き平成11年施行)	○県民部女性政策課から環境生活部女性政策課に組織変更 ○女性関係行政推進会議を男女共同参画推進会議に改組 ○女性センター(仮称)基本構想策定	○「つるがしま男女共同 参画プラン」策定 ○女性情報紙「スピカ」 発行(平成12年まで年1 回発行)
1998年 (平成10年)			○女性センター(仮称) 基本計画策定	○政策推進課に女性政 策担当を統合 ○「働く婦人の家」を「女 性センター」に改称
1999年 (平成11年)	○「女性に対するあらゆ る形態の差別の撤廃に 関する条約選択議定書」 採択	○「男女共同参画社会 基本法」成立 ○「児童買春・児童ポル ノ禁止法」成立		○市議会に女性議員5名当選
2000年 (平成12年)	○国連特別総会「女性 2000 年会議」開催 (ニューヨーク)「政治宣 言」「成果文書」の採択	○「男女共同参画基本 計画」策定 ○「ストーカー規制法」成 立	○「埼玉県男女共同参画推進条例」制定 ○環境生活部女性政策 課から総務部女性政策 課に組織変更	○「セクシュアル・ハラス メントの防止等に関する 要綱」制定
2001年 (平成13年)		○内閣府に男女共同参画局設置 ○男女共同参画会議設置 ○「DV防止法」成立	○女性政策課を男女共同参画課に名称変更	○「男女共同参画に関す る市民意識調査」実施
2002年 (平成14年)			○「埼玉県男女共同参画推進プラン2010」策定 ○埼玉県男女共同参画推進センター(With Youさいたま)開設	○「市刊行物作成の手引き」作成 ○「つるがしま男女共同 参画プラン(第2次)」策 定
2003年(平成15年)		○「少子化対策社会基本法」成立 ○「次世代育成支援対策推進法」成立		○男女共同参画週間行事「ハーモニーふれあい ウィーク」開催 (以後年1回開催) ○市民生活部産業振興 課女性センターから総合 政策部政策推進課女性 センターに組織変更 ○市議会に女性議員6 名当選
2004年(平成16年)		○「DV防止法」一部改 正		○女性センター運営委 員会より提言(今後の女 性センターの運営につい て) ○「鶴ヶ島市市民意識調 査」実施
2005年 (平成17年)	○第49回国連婦人の地 位委員会(北京+10)開 催	〇「男女共同参画基本 計画(第2次)」策定		
2006年 (平成18年)		○「男女雇用機会均等 法」一部改正(男性に対 する差別の禁止、間接差 別の禁止等:施行は翌 年)	○「配偶者等からの暴力 防止及び被害者支援基 本計画」策定	○「鶴ヶ島市職員旧姓使 用取扱要綱」制定

年 号	国際的な動き	国の動き	県の動き	市の動き
2007年 (平成19年)		○「DV防止法」一部改 正	○埼玉県男女共同参画 推進プラン2010」中間 見直し、「埼玉県男女共 同参画推進プランとする	○「つるがしま男女共同 参画プラン(第3次)」策 定 ○市議会に女性議員4 名当選
2008年(平成20年)			○総務部男女共同参画 課を県民生活部男女共 同参画課に組織変更	○「鶴ヶ島市要保護児童 対策及び配偶者からの 暴力被害者保護対策地 域協議会」設置 (平成22年に「鶴ヶ島市 要保護児童等対策地域 協議会」に名称変更)
2009年 (平成21年)		○女子差別撤廃委員会 の総括所見公表	○「配偶者等からの暴力 防止及び被害者支援基 本計画(第2次)」策定	
2010年(平成22年)	○第54回国連婦人の地位委員会(北京+15)開催	○「男女共同参画基本 計画(第3次)」策定	○女性キャリアセンター を男女共同参画推進セ ンターに組織統合	○「鶴ヶ島市男女共同参画推進条例」制定 ○「鶴ヶ島市女性センター条例」一部改正 (女性センターを男女共同参画を推進する拠点施設として位置付ける)
2011年 (平成23年)	○UN Women(ジェン ダー平等と女性のエン パワーメントのための国 連機関)発足			○鶴ヶ島市男女共同参 画推進委員会設置 ○市議会に女性議員3 名当選
2012年(平成24年)	○第56回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択	○「『女性の活躍促進に よる経済活性化』行動計 画」策定	○産業労働部ウーマノミクス課設置 ○女性キャリアセンターをウーマノミクス課に組織変更 ○「埼玉県男女共同参画基本計画」策定 ○「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画(第3次)」策定	○「つるがしま男女共同 参画推進プラン(第4 次)」策定
2013年 (平成25年)		○「DV防止法」改正(施 行は翌年) ○「日本再興戦略」の中 核に「女性活躍推進」が 位置付けられる		
2014年(平成26年)	○第58回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択	○「日本再興戦略」改定 2014に「『女性が輝く社 会』の実現」が掲げられ る		
2015年(平成27年)	○第59回国連婦人の地位委員会(北京+20)開催 ○国連サミットにおいて「SDGs」採択	○「女性活躍加速のための重点方針2015」策定 ○「女性活躍推進法」成立 ○「男女共同参画基本計画(第4次)」策定		○市議会に女性議員2 名当選
2016年(平成28年)	○「G7伊勢志摩サミット」において「G7行動指針」採択。「女性の理系キャリア促進のためのG7イニシアティブ(WINDS)」を立ち上げ。	○「育児・介護休業法」 等改正(介護休暇・子の 看護休暇の取得単位の 柔軟化、妊娠・出産など に関するハラスメント防 止措置義務等) ○「SDGSs推進本部」 設置		

年 号	国際的な動き	国の動き	県の動き	市の動き
2017年(平成29年)	○第61回国連婦人の地位委員会「職場におけるセクシュアル・ハラスメント解消」決議案採択	○「刑法」一部改正(強 姦罪→強制性交等罪、 非親告罪化等) ○「育児·介護休業法」 改正	○「埼玉県男女共同参画基本計画」策定 ○「配偶者等からの暴力 防止及び被害者支援基 本計画(第4次)」策定	○「つるがしま男女共同 参画推進プラン(第5 次)」策定
2018年(平成30年)		○「政治分野における男 女共同参画の推進に関 する法律」成立		○「配偶者暴力相談支援センター」設置 ○「DV対策庁内連絡会議」設置 ○「女性相談・DV相談」開設 ○「子育て世代包括支援センター」開設 ○「児童・家庭総合相談窓口」開設
2019年(令和元年)	○第5回国際女性会議 (WOW!/W20)東京都 で開催			○市議会に女性議員4 名当選
2020年(令和2年)	○第64回国連女性の地 位委員会「北京+25」	○「第5次男女共同参画 基本計画」策定		○「にんしんSOS 鶴ヶ 島」開設 ○「男女共同参画に関す る市民意識調査」実施
2021年(令和3年)		○「政治分野における男 女共同参画の推進に関 する法律」一部改正	○産業労働部ウーマノ ミクス課を人材活躍支 援課、多様な働き方推 進課に組織変更 ○女性キャリアセンター を人材活躍支援課に組 織変更	○「子ども家庭総合支援 拠点」設置
2022年(令和4年)				○「つるがしま男女共同 参画推進プラン(第6 次)」策定

8 用語解説

行	用語	解 説	初出頁
あ	LGBT	Lがレズビアン(Lesbian 女性同性愛者)、Gがゲイ(Gay 男性同性愛者)、Bがバイセクシュアル(Bisexual 両性愛者)、Tがトランスジェンダー(Transgender 身体的性別と性自認が一致しない人)、それぞれ多様な性自認及び性的指向の代表的な4つのセクシュアリティの頭文字を取った総称で、性の多様性を表す言葉。	4 1
	ント	自ら主体的に行動することによって状況を変える力をつけること。 女性のエンパワーメントは、女性が自分自身の生活と人生を決定する 権利と能力を持ち、さまざまなレベルの意思決定過程に参画し、社会 的・経済的・政治的な状況を変えていく力を持つことを意味する。	6
か	キャリアブラ ンク	特に女性の場合、結婚や出産を機にキャリアを中断し、その後に復職や再就職をするまでの期間(空白期間)を指す。キャリアブランクをマイナス要素として捉えず、多様な働き方を目指すことが求められている。	47
	ケアラー	高齢、身体上、精神上の障害または疾病等がある人、難病患者、アルコール依存症や引きこもりなど何らかの事情があって日常生活を送ることが困難な人のケアを担う人の総称。サポート内容は身の回りの家事や力仕事、外出時の介助・付き添い、感情面のサポートなど多岐にわたる。また、18歳未満のケアラーを、ヤングケアラーという。	49
	公共調達	国や地方公共団体等の役務又は物件の調達のこと。女性活躍推進法では、国は、公共調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、同法に定める基準を満たす事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施することとし、地方公共団体も国に準じた施策を実施するよう努めることとする。	4 4
	子育て世代包 括支援セン ター	妊娠、出産、育児に関する様々な相談に応じる拠点施設。必要に応 じて個別に「すこやか子育て支援プラン」を作成し、安心して出産・ 育児ができるようにサポートを行う。	18
ż	ジェンダー	「社会的・文化的に形成された性別」のこと。人間には生まれついての「生物学的性別(セックス/sex)」がある。一方、社会的通念や慣習の中には、社会的・文化的に作り上げられた男性像、女性像があり、このような男性、女性の別のことをいう。	27

行	用語	解就	初出頁
	女子差別撤廃 条約	女性差別の撤廃を定めた多国間条約で、昭和54年(1979年)に、国連総会で日本を含む130か国の賛成によって採択され、昭和56年(1981年)に発効した。女性に対する差別を定義し、政治的及び公的活動、教育、雇用、保健、家族関係あらゆる分野での男女の平等を規定している。日本は1980年(昭和55年)に署名し、1985年(昭和60年)に批准している。	9
	女性活躍推進 法	自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性の個性と能力が十分に発揮されるよう、女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を図ることを目的とした法律。基本原則を定め、国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等を定めている。	2
	性自認・性的 指向	「性自認」は、自分の性をどのように認識しているのか、どのような性のアイデンティティー(性同一性)を自分の感覚として持っているかを示す概念。「性的指向」は、恋愛・性愛の対象が、いずれの性別を対象とするかを表すもの。	28
	参画の推進に	政治分野における男女共同参画を推進するため、政党等に衆議院、 参議院及び地方議会の選挙において、男女の候補者の数が均等にな るよう努力義務を位置付けている。国際的に見て遅れているわが国 の女性の政治参画を積極的に推進することを目的とする法律。	1 0
	性的少数者	同性愛者、両性愛者、生まれたときの性別と自認する性別が一致 しない人などのことをいう。	1 6
	性別による固 定的な役割分 担意識	男女を問わず個人の能力によって役割の分担を決めることが適当 であるにも関わらず、「男は仕事、女は家庭」、「男は主要業務、 女は補助的業務」などのように、男性、女性という性別を理由とし て、役割を固定的に分ける考えのこと。	6
	セクシュア ル・ハラスメ ント	継続的な人間関係において、優位な力関係を背景に、相手の意思 に反して行われる性的な言動。単に雇用関係にある者の間のみなら ず、施設における職員とその利用者との間や団体における構成員間 など、さまざまな生活の場で起こり得るもの。	4 4

行	用語	解説	初出頁
	男女共同参画社会基本法	男女平等を推し進めるべく、1991年(平成11年)に施行された法律。男女が互いに人権を尊重しつつ、能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現のために作られた。	2
	男女雇用機会均等法	職場における性別による差別を禁止し、男女とも平等に扱うことを定めた法律。募集や採用、昇進などの面での男女の平等を定めているほか、セクシュアルハラスメント防止のために、事業主に対して雇用の管理を義務づけている。	1 0
	デートDV	若年層の交際相手間で起こるDV。	1 6
		配偶者や恋人等、親密な関係にある、又はあった相手から受ける 暴力。なお、暴力は身体的な暴力のみならず、精神的・性的暴力も 含まれる。	1 4
	DV防止法	配偶者等からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的とする法律。当初、DVの定義を配偶者からの肉体的な暴力に限定していたが、その後の改正により、対象となる暴力に精神的な暴力が追加され、相手に生活の本拠を共にする交際をする関係にある相手が追加された。	2
な	二次被害	被害に関する操作や事情聴取、裁判などの過程における担当者や、 被害を相談したり診療を受けたりする際に接する担当者から、被害 の状況を繰り返し尋ねられたり、性的な経験を聞かれたり、心無い 言葉をかけられたりすることなどにより、被害の苦しみを再度受け ることをいう。	5 3
は	れあいウィー	市が、国の「男女共同参画週間」に合わせて毎年開催しているイベント。男女共同参画の推進に関連した講座、展示、発表、体験、販売などを通して交流し、男女共同参画意識を深めることを目的として実施している。	1 7
	パワー・ハラ スメント	同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場 内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的 苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為。職場で行われるもの だけでなく、先輩・後輩間や同僚間、さらには部下から上司に対し てなど、さまざまな優位性を背景に行われるものも含む。	4 4

行	用語	解説	初出頁
	ポジティブ・ アクション (積極的改善 措置)	社会的・構造的な差別によって不利益を被っている者に対して、 一定の範囲で特別の機会を提供することなどにより、実質的な機会 均等を実現することを目的として講じる暫定的な措置。男女共同参 画社会基本法では、国の責務としてこれを規定し、国に準じた施策 として地方公共団体の責務としても規定している。	3 1
ま		職場での妊娠・出産・育児休業等を理由とする解雇などの不利益 取扱や嫌がらせのこと。男女雇用機会均等法及び育児・.介護休業法 により、事業主が労働者に対して妊娠等を理由とする不利益取扱を 行うことが禁止されていたが、法改正により、平成29年1月から、 妊娠等を理由とする就業環境を害する言動や嫌がらせについての防 止義務が追加された。	4 4
	メディア・リ テラシー	テレビ、新聞、インターネットなどのメディアから発信される情報を無批判に受け入れるのではなく、メディアからの情報を主体的に読み解き、自己発信する能力のこと。	28
	ス/ライツ (性と生殖に 関する健康と 権利)	平成6年(1994年)の国際人口/開発会議において提唱された概念で、人々が安全で満ち足りた性生活を営むことができ、生殖能力を持ち、子どもを持つか持たないか、いつ持つか、何人持つかを決める自由をもつことを意味する。 「リプロダクティブ・ヘルス(性と生殖に関する健康)」とは、「人間の生殖システム、その機能と(活動)過程の全ての側面において、単に疾病、障害がないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指す」とされている。 「リプロダクティブ・ライツ(性と生殖に関する権利)」は、「全てのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔、出産する時期を自由にかつ責任をもって決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという基本的権利、ならびに最高水準の性に関する健康およびリプロダクティブ・ヘルスを享受する権利」とされている。	3 0
わ	ワーク・ライ フ・バランス	仕事と生活の調和のこと。一人ひとりが、やりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できることを指す。	18

9 索引 キーワードでさがす「取組項目」

主なキーワードを基に「取組項目」を整理しています。

○「意識」に関係する取組項目

- 1 人権尊重の理念に基づいた意識の啓発(P40)
- 2 男女共同参画に関する情報提供、啓発、学習支援(P40)
- 3 学校における男女平等教育の充実(P40)
- 4 性的少数者への理解の促進(P40)
- 5 制度や慣行の見直しの促進(P42)
- 6 メディア・リテラシー向上のための情報提供(P42)
- 7 市が発信する情報における表現の配慮(P42)
- 9 職場におけるハラスメント防止対策の促進(P44)
- 12 ワーク・ライフ・バランスの理解の促進(P45)
- 24 男性が参画しやすい環境の整備(P50)
- 27 男女共同参画の視点に立った地域コミュニティ活動の支援(P51)
- 28 DVが人権侵害であり犯罪であることの周知徹底(P52)
- 29 若年層へのDV予防啓発の推進(P52)
- 4.4 それぞれの性を尊重し命を大切にするための教育の推進(P59)
- 45 思春期の心と身体の健康支援(P59)
- 50 職員の男女共同参画推進意識の共有(P63)
- 51 政策の企画立案・実施の各プロセスへの男女共同参画の視点の反映(P63)

○「人権」に関係する取組項目

- 1 人権尊重の理念に基づいた意識の啓発(P40)
- 4 性的少数者への理解の促進(P40)
- 6 メディア・リテラシー向上のための情報提供(P42)
- 9 職場におけるハラスメント防止対策の促進(P44)
- 28 DVが人権侵害であり犯罪であることの周知徹底(P52)
- 42 外国人女性への支援(P58)
- 44 それぞれの性を尊重し命を大切にするための教育の推進(P59)
- 48 性暴力の防止と被害者支援(P61)

○「教育」に関係する取組項目

- 3 学校における男女平等教育の充実(P40)
- 6 メディア・リテラシー向上のための情報提供(P42)
- 17 男女共同参画の視点に立ったキャリア教育(P47)
- 25 生活能力を養う教育の推進(P50)
- 29 若年層へのDV予防啓発の推進(P52)
- 42 外国人女性への支援(P58)
- 44 それぞれの性を尊重し命を大切にするための教育の推進(P59)

〇「学習」に関係する取組項目

- 2 男女共同参画に関する情報提供、啓発、学習支援(P40)
- 16 女性の再就職に向けた支援(P47)

- 24 男性が参加しやすい環境の整備(P50)
- 26 地域活動に関する情報の発信(P51)

○「ポジティブ・アクション(積極的改善措置)」に関係する取組項目

- 10 ポジティブ・アクションによる男女間格差是正の促進(P44)
- 52 審議会等への女性登用促進(P64)
- 53 管理職への女性職員の登用推進(P64)
- 58 「鶴ヶ島市男女共同参画推進条例」に基づく取組の強化(P67)

○「働くこと」に関係する取組項目

- 8 女性活躍推進法に関する情報提供と法に基づく取組の促進(P43)
- 9 職場におけるハラスメント防止対策の促進(P44)
- 10 ポジティブ・アクションによる男女間格差是正の促進(P44)
- 12 ワーク・ライフ・バランスの理解の促進(P45)
- 13 働き方改革に関する情報提供(P45)
- 14 多様な働き方を可能にする環境整備(P46)
- 15 女性の起業に向けた支援(P46)
- 16 女性の再就職に向けた支援(P47)
- 23 介護休暇制度の周知と利用の促進(P49)

○「育児」「介護」「家事」など暮らしに関係する取組項目

- 18 子育て情報・相談窓口の充実(P48)
- 19 保育環境の整備(P48)
- 20 地域における子育て環境の整備(P48)
- 21 相談体制と介護サービスの充実(P49)
- 22 地域で支える体制の整備とシステムの構築(P49)
- 23 介護休暇制度の周知と利用の促進(P49)
- 24 男性が参画しやすい環境の整備(P50)
- 25 生活能力を養う教育の推進(P50)
- 26 地域活動に関する情報の発信(P51)
- 27 男女共同参画の視点に立った地域コミュニティ活動の支援 (P51)

○「暴力」に関係する取組項目

- 28 DVが人権侵害であり犯罪であることの周知徹底(P52)
- 29 若年層へのDV予防啓発の推進(P52)
- 30 相談窓口の周知(P53)
- 31 早期発見と未然防止に向けた人材育成と資質の向上(P53)
- 32 被害者の安全確保の徹底(P54)
- 33 被害者ケアの充実(P54)
- 34 被害者の自立に向けた支援の充実(P54)
- 3.5 庁内における連携体制の充実(P.5.5)
- 36 県婦人相談センターや警察等との連携強化(P55)
- 37 NPO法人や民間支援団体との連携(P55)
- 38 潜在化しやすいDVへの対応(P56)

48 性暴力の防止と被害者支援(P61)

○「相談」に関係する取組項目

- 18 子育て情報・相談窓口の充実(P48)
- 21 相談体制と介護サービスの充実(P49)
- 30 相談窓口の周知(P53)
- 31 早期発見と未然防止に向けた人材育成と資質の向上(P53)
- 33 被害者ケアの充実(P54)
- 34 被害者の自立に向けた支援の充実(P54)
- 39 シングルマザーへの支援(P57)
- 45 思春期の心と身体の健康支援(P59)
- 46 安心して妊娠・出産・子育てできる環境の整備(P60)
- 48 性暴力の防止と被害者支援(P61)

〇「複合的な困難」に関係する取組項目

- 39 シングルマザーへの支援(P57)
- 40 高齢の女性への支援(P57)
- 41 障害のある女性への支援(P58)
- 42 外国人女性への支援(P58)
- 43 生活に困窮する女性への支援(P58)

○「健康」に関係する取組項目

- 45 思春期の心と身体の健康支援(P59)
- 46 安心して妊娠・出産・子育てできる環境の整備(P60)
- 47 女性特有の健康問題への支援(P60)

〇「防犯」「防災」に関係する取組項目

- 27 男女共同参画の視点に立った地域コミュニティ活動の支援(P51)
- 48 性暴力の防止と被害者支援(P61)
- 49 男女共同参画の視点による防災対策の推進(P61)

○「推進体制」に関係する取組項目

- 50 職員の男女共同参画推進意識の共有(P63)
- 51 政策の企画立案・実施の各プロセスへの男女共同参画の視点の反映(P63)
- 52 審議会等への女性登用促進(P64)
- 53 管理職への女性職員の登用推進(P64)
- 54 男性職員の育児休業・介護休暇等取得の促進(P64)
- 55 国・県・近隣自治体との連携の推進(P66)
- 56 大学・企業との連携の推進(P66)
- 57 NPO法人や市民活動団体などとの連携の推進(P66)
- 58 「鶴ヶ島市男女共同参画推進条例」に基づく取組の強化(P67)
- 59 女性リーダーを中心としたネットワークの形成(P67)
- 60 男女共同参画推進プランの進行管理の徹底(P67)

10 索引 担当課でさがす「取組項目」

市役所の各課が所管する業務を一覧にしています。

○女性センター

- 1 人権尊重の理念に基づいた意識の啓発 (P40)
- 2 男女共同参画に関する情報提供、啓発、学習支援(P40)
- 4 性的少数者への理解の促進(P40)
- 5 制度や慣行の見直しの促進(P42)
- 6 メディア・リテラシー向上のための情報提供(P42)
- 7 市が発信する情報における表現の配慮(P42)
- 8 女性活躍推進法に関する情報提供と法に基づく取組の促進(P43)
- 9 職場におけるハラスメント防止対策の促進(P44)
- 10 ポジティブ・アクションによる男女間格差是正の促進(P44)
- 12 ワーク・ライフ・バランスの理解の促進(P45)
- 13 働き方改革に関する情報提供(P45)
- 14 多様な働き方を可能にする環境整備(P46)
- 15 女性の起業に向けた支援(P46)
- 16 女性の再就職に向けた支援(P47)
- 17 男女共同参画の視点に立ったキャリア教育(P47)
- 23 介護休暇制度の周知と利用の促進(P49)
- 24 男性が参画しやすい環境の整備(P50)
- 28 DVが人権侵害であり犯罪であることの周知徹底(P52)
- 29 若年層へのDV予防啓発の推進(P52)
- 30 相談窓口の周知(P53)
- 31 早期発見と未然防止に向けた人材育成と資質の向上(P53)
- 32 被害者の安全確保の徹底(P54)
- 38 潜在化しやすいDVへの対応(P56)
- 39 シングルマザーへの支援(P57)
- 41 障害のある女性への支援(P58)
- 42 外国人女性への支援(P58)
- 43 生活に困窮する女性への支援(P58)
- 44 それぞれの性を尊重し命を大切にするための教育の推進(P59)
- 45 思春期の心と身体の健康支援(P59)
- 48 性暴力の防止と被害者支援(P61)
- 49 男女共同参画の視点による防災対策の推進(P61)
- 50 職員の男女共同参画推進意識の共有(P63)
- 55 国・県・近隣自治体との連携の推進(P66)
- 56 大学・企業との連携の推進(P66)
- 57 NPO法人や市民活動団体などとの連携の推進(P66)
- 58 「鶴ヶ島市男女共同参画推進条例」に基づく取組の強化(P67)
- 59 女性リーダーを中心としたネットワークの形成(P67)
- 60 男女共同参画推進プランの進行管理の徹底(P67)

○こども支援課

- 1 人権尊重の理念に基づいた意識の啓発(P40)
- 18 子育て情報・相談窓□の充実(P48)
- 19 保育環境の整備(P48)
- 20 地域における子育て環境の整備(P48)
- 24 男性が参画しやすい環境の整備(P50)
- 30 相談窓口の周知(P53)
- 31 早期発見と未然防止に向けた人材育成と資質の向上(P53)
- 32 被害者の安全確保の徹底(P54)
- 33 被害者ケアの充実(P54)
- 34 被害者の自立に向けた支援の充実(P54)
- 35 庁内における連携体制の充実(P55)
- 36 県婦人相談センターや警察等との連携強化(P55)
- 37 NPO法人や民間支援団体との連携(P55)
- 38 潜在化しやすいDVへの対応(P56)
- 39 シングルマザーへの支援(P57)

○健康長寿課

- 1 人権尊重の理念に基づいた意識の啓発(P40)
- 21 相談体制と介護サービスの充実(P49)
- 22 地域で支える体制の整備とシステムの構築(P49)
- 31 早期発見と未然防止に向けた人材育成と資質の向上(P53)
- 32 被害者の安全確保の徹底(P54)
- 38 潜在化しやすいDVへの対応(P56)
- 40 高齢の女性への支援(P57)
- 49 男女共同参画の視点による防災対策の推進(P61)

○学校教育課

- 3 学校における男女平等教育の充実(P40)
- 6 メディア・リテラシー向上のための情報提供(P42)
- 17 男女共同参画の視点に立ったキャリア教育(P47)
- 22 地域で支える体制の整備とシステムの構築(P49)
- 25 生活能力を養う教育の推進(P50)
- 29 若年層へのDV予防啓発の推進(P52)
- 32 被害者の安全確保の徹底(P54)
- 34 被害者の自立に向けた支援の充実(P54)
- 42 外国人女性への支援(P58)
- 44 それぞれの性を尊重し命を大切にするための教育の推進(P59)

○障害者福祉課

- 1 人権尊重の理念に基づいた意識の啓発(P40)
- 21 相談体制と介護サービスの充実(P49)
- 22 地域で支える体制の整備とシステムの構築(P49)
- 31 早期発見と未然防止に向けた人材育成と資質の向上(P53)

- 32 被害者の安全確保の徹底(P54)
- 38 潜在化しやすいDVへの対応(P56)
- 41 障害のある女性への支援(P58)
- 49 男女共同参画の視点による防災対策の推進(P61)

○保健センター

- 24 男性が参画しやすい環境の整備(P50)
- 31 早期発見と未然防止に向けた人材育成と資質の向上(P53)
- 32 被害者の安全確保の徹底(P54)
- 4.4 それぞれの性を尊重し命を大切にするための教育の推進(P59)
- 45 思春期の心と身体の健康支援(P59)
- 46 安心して妊娠・出産・子育てできる環境の整備(P60)
- 47 女性特有の健康問題への支援(P60)
- 48 性暴力の防止と被害者支援(P61)

○地域活動推進課

- 22 地域で支える体制の整備とシステムの構築(P49)
- 26 地域活動に関する情報の発信(P51)
- 27 男女共同参画の視点に立った地域コミュニティ活動の支援(P51)
- 31 早期発見と未然防止に向けた人材育成と資質の向上(P53)
- 38 潜在化しやすいDVへの対応(P56)
- 42 外国人女性への支援(P58)

○福祉政策課

- 22 地域で支える体制の整備とシステムの構築(P49)
- 31 早期発見と未然防止に向けた人材育成と資質の向上(P53)
- 32 被害者の安全確保の徹底(P54)
- 34 被害者の自立に向けた支援の充実(P54)
- 39 シングルマザーへの支援(P57)
- 43 生活に困窮する女性への支援(P58)

○総務人権推進課

- 1 人権尊重の理念に基づいた意識の啓発(P40)
- 4 性的少数者への理解の促進(P40)
- 31 早期発見と未然防止に向けた人材育成と資質の向上(P53)
- 42 外国人女性への支援(P58)

○産業振興課

- 10 ポジティブ・アクションによる男女間格差是正の促進(P44)
- 15 女性の起業に向けた支援(P46)
- 16 女性の再就職に向けた支援(P47)
- 39 シングルマザーへの支援(P57)

〇人事課

- 50 職員の男女共同参画推進意識の共有(P63)
- 53 管理職への女性職員の登用推進(P64)
- 54 男性職員の育児休業・介護休暇等取得の促進(P64)

○生涯学習スポーツ課

- 1 人権尊重の理念に基づいた意識の啓発(P40)
- 2 男女共同参画に関する情報提供、啓発、学習支援(P40)
- 25 生活能力を養う教育の推進(P50)

○教育センター

- 31 早期発見と未然防止に向けた人材育成と資質の向上(P53)
- 32 被害者の安全確保の徹底(P54)
- 45 思春期の心と身体の健康支援(P59)

○秘書広報課

- 7 市が発信する情報における表現の配慮(P42)
- 30 相談窓口の周知(P53)

○政策推進課

- 51 政策の企画立案・実施の各プロセスへの男女共同参画の視点の反映(P63)
- 52 審議会等への女性登用促進(P64)

○市民課

- 32 被害者の安全確保の徹底(P54)
- 34 被害者の自立に向けた支援の充実(P54)

○財政課

11 公共調達における女性活躍推進取組の反映(P44)

○危機管理課

49 男女共同参画の視点による防災対策の推進(P61)

○市民センター

2 男女共同参画に関する情報提供、啓発、学習支援(P40)

〇保険年金課

34 被害者の自立に向けた支援の充実(P54)

○介護保険課

21 相談体制と介護サービスの充実(P49)

11 男女共同参画の視点チェックリスト

男女共同参画の視点チェックリスト

事業を行う際は、次の点に配慮しましょう

- 1 男女別に把握していますか?
- □ イベント等の参加者、会議の出席者、施設や制度の利用者等を男女別に把握する
- □ 男女別のニーズを把握するための調査をする
- □ 男女別に把握したニーズを踏まえて事業展開する
- 2 企画、立案に多様な視点を入れていますか?
- □ 条例の制定や計画の策定において市民コメントを実施する
- □ 審議会、委員会、協議会、審査会等の構成委員は男女の偏りがないように配慮する
- □ 事業の関係団体と意見交換する際は、双方ともに男女が出席する
- □ 企画会議には、男女双方の職員が出席する
- 3 誰にとっても利用・参加しやすい配慮をしていますか?
- □ 相談、イベント等の申込を、インターネットを利用してできるようにする
- □ 講座や説明会等を、平日の日中だけでなく休日や夜間にも開催する
- □ 子育て世代を対象とした取組には、可能な限り保育サービスを提供する
- □ 公共施設・設備の整備をする際には、障害者、高齢者、妊婦、子ども連れなど、より多くの人に配慮する
- 4 事業の内容に「つるがしま男女共同参画推進プラン」を反映させていますか?
- □ 性別による固定的な役割分担意識の解消に向けた内容となっている
- □ 女性の活躍を後押しする内容となっている
- □ 暴力の防止と被害者の支援につながる内容となっている
- □ ワーク・ライフ・バランスを進める内容となっている
- □ 障害者、高齢者、若年無業者、ひとり親家庭、被虐待児、外国人、性的少数者等、 社会的弱者を理解し支援する内容となっている

つるがしま男女共同参画推進プラン(第6次) 令和4年3月発行

発行 鶴ヶ島市

編集 鶴ヶ島市 総合政策部 政策推進課(女性センター)

T350-2213

埼玉県鶴ヶ島市大字脚折1922番地7

電話 049 (287) 4755